

## 令和6年山辺町農業委員会第8回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年8月23日（金） 10時00分～10時30分
2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室（1）
3. 出席委員（8人）
  - 1番 相澤 富一 2番 佐藤るみ子
  - 3番 垂石 敏子 4番 小関 健登
  - 5番 村山 俊雄 6番 茅田 信一
  - 8番 鈴木 正志
4. 欠席委員 7番 佐藤 政克
5. 職務により委員会に出席した職員の職名及び氏名  
事務局長 平 英二 農地係長 半田 裕美 主任 小関 求
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
    - 報告（1） 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について
    - 報告（2） 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
    - 報告（3） 山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長の専決処分報告について
      - ①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

### 7. 会議の概要

会長	ご苦勞様です。只今より山辺町農業委員会第8回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。
事務局長	はい。本日、7番の佐藤政克委員が欠席となります。出席委員は8名中7名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、鈴木会長にお願いします。
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。  (異議なしの声あり)
議長	それでは、3番垂石敏子委員と4番小関健登委員よろしく申し上げます。 これより、議事に入ります。議第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料 2 ページからご説明いたします。

**【議第 20 号、2 番を議案書をもとに朗読】**

以上ご審議よろしく申し上げます。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問申し上げます。

無いようなので決を採ります。

議第 20 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしく申し上げます。

次に、報告事項に入ります。報告事項 (1) 「農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料 4 ページからご説明いたします。「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認の報告について」**【報告 (1) 18 番について議案書をもとに朗読】**  
以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

無いようです。

次に、(2) 「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料 5 ページからご説明いたします。「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」**【報告 (2) 28 番から 30 番について議案書をもとに朗読】**

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

無いようです。

次に、(3) 「山辺町農業委員会事務局処務規定第 5 条第 8 号による事務局長の専決処分報告について①農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料 6 ページからご説明いたします。「山辺町農業委員会事務局処務規定 5 条第 8 号による事務局長の専決処分報告について①農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」【報告（3）2 番について議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

無いようです。

それではその他に入ります。（1）当面の日程について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。【当面の日程（8 月～10 月まで）について、事務局説明】

議長

それでは、それ以外に事務局からありませんか。

事務局

ありません。

議長

他にありませんか。

それでは、他に無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第 8 回総会を閉会いたします。